

画像の▶をクリックしてビジョンをご覧ください



この度は、コロナウイルス感染拡大により弊地が防疫レベル3となっている中、貴国より早急にワクチン 224 万回分をご恵贈いただき、誠に感謝の念に堪えません。

皆様よりこのようなご厚情ご厚誼を賜り、台湾にとってはまさに干天の慈雨となりました。

一同心より重ねて御礼申し上げます。

皆様方の一層なるご健勝並びにご活躍を、心からお祈り申し上げます。

TIPLO  
Attorneys-at-Law

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

## 今月のトピックス

- 01 「専利審査基準」第2篇第12章「コンピュータソフトウェア関連発明」を改訂、2021年7月1日に発効
- 02 米国が「2021年版スペシャル301条報告書」を発表、台湾による営業秘密の制度強化を評価
- 03 タイム誌「世界で最も影響のある100社」にTSMCがランクイン

## 台湾ハイテク産業情報

- 01 TSMC（台積電）の3DIC研究開発センター 日本政府も出資
- 02 メディアテックが最新6ナノ製造プロセス5Gスマートフォン向けICチップを発売
- 03 ホンハイ（鴻海）とヤゲオ（國巨）が合併で半導体事業を推進  
新規に國瀚を設立 先ずはパワー半導体やアナログ部品に注力

## 台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連  
商標の文字で商品又は役務の出所を表示して区別する標識が識別性を有するかは、その文字の意味とその指定商品又は指定役務との関係によって決まる

## 今月のトピックス

J210505Y1

### 01 「専利審査基準」第2篇第12章「コンピュータソフトウェア関連発明」を改訂、2021年7月1日に発効

知的財産局は「専利<sup>\*</sup>審査基準」第2篇第12章「コンピュータソフトウェア関連発明」を改訂し、2021年7月1日に発効すると公告した。近年、人工知能（AI）、ビッグデータ等の技術が急速な発展することで、各分野に新たな形態の応用や発明がもたらされており、コンピュータソフトウェア関連発明の出願件数もそれにもとない増加している。産業の変化と革新の保護というニーズに対応するため、現行の審査基準の内容を調整して、明確かつ整合性のある審査基準を確立する。今回の改訂の重点は次の通り。

（訳注<sup>\*</sup>：「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる）

#### 一、発明の定義（適格性）の判断原則を明確化

更なる技術的効果と「コンピュータの簡単な利用」等の関連内容を削除して、請求項に係る発明を適格性の判断対象とすることと、それに関連する判断手順とフローチャートとを明確に定め、並びに各項目において事例を挙げて説明することで、判断原則をより明確にする。

（改訂版第3節）

#### 二、進歩性関連の内容を改訂して総則と整合化

現行の進歩性に関する総則（訳注：第3章第3節「進歩性」）の内容に合わせて、「その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者」、「進歩性が否定される要素」と「進歩性が肯定される要素」という項目を追加するとともに、現行基準の「他の技術分野への転用」、「人間が行っている作業方法のシステム化」、「従来のハードウェアによる機能のソフトウェア化」等の項目を「簡単な変更」という進歩性が否定される要素に組み入れ、その他の態様を追加する。（改訂版第4.2節）

#### 三、人工知能（AI）関連の審査事項及び事例を追加

（一）人工知能を応用する分野はきわめて広いと、特許出願に係る発明が医療に適用されている場合、その方法の発明が人間又は動物に対する診断、治療方法ではないか、つまり「法定の特許を受けることができない対象」に該当しないかについて、審査官に注意を促す。

（二）改訂後の適格性及び進歩性に関する内容に基づいて、人工知能関連の説明と事例を組み入れ（改訂版第4.2.2.1.1.1、第4.2.2.1.1.2節、第5.2節事例2-12、2-13、3-5）、また十分に開示されないため実施可能要件を満たさない状況を事例で説明する（改訂版第5.1節事例1-1、1-2）。

#### 四、その他の審査関連事項

（一）出願と審査の実務に合わせて、「物の請求項」には構造上の制限条件を記載することを必須としないことを定めている（改訂版第2.2.1.2節）。

- (二) 「請求項が不明確な状況」及び「明細書に裏付けられる」という項目を追加している（改訂版第 2.2.3 節及び第 2.2.4 節）。
- (三) 一般的な機能によって物を特定する請求項とミーンズ・プラス・ファンクション・クローズに関する挙証責任の分配を明確に規定している（改訂版第 2.3 節留意事項(2)）。（2021 年 5 月）

**J210502Z8**

**J210501Z8**

## **02 米国が「2021 年版スペシャル 301 条報告書」を発表、台湾による営業秘密の制度強化を評価**

米国通商代表部は 5 月 30 日に「2021 年版スペシャル 301 条報告書（2021 Special 301 Report）」を発表した。中国、ロシア、インド、インドネシア、チリ、アルゼンチン、サウジアラビア、ウクライナ、ベネズエラは引き続き優先監視国リストに列挙されているが、台湾は営業秘密の制度強化に対する努力が評価され、同リストから外された。

台湾については、報告書の中で、聯華電子股份有限公司（UMC）による米マイクロン社の営業秘密窃取事件は、台湾が営業秘密法を改正した後に下された重大判決であり、これは台湾と米国の捜査機関が実際に協力したケースとなったと言及されている。

中国については、2020 年に新型コロナウイルス（COVID-19）の検査キット、個人医療防護装備（例えば N95 マスク）、消毒液などの模倣品が中国から大量に入ってきたと、各国から報告されており、さらには新型コロナウイルス感染症のパンデミックにともない、権利侵害品の販売は実体市場からオンライン市場へと移行が進み、中国電子商取引市場における模倣はさらに悪化している。

さらに報告書では、不正ストーリーミング機器（ISD）と違法 IPTV アプリによる深刻な著作権侵害がみられ、アルゼンチン、ブラジル、チリ、中国、グアテマラ、香港、インドネシア、イラク、メキシコ、サウジアラビア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、ベトナム等の地域が含まれ、中国はそれらの設備の生産拠点でもあり、またイラクは違法 IPTV アプリを搭載した衛星受信機の供給源となっていると指摘されている。（2021 年 5 月）

**J210429Z8**

**J210428Z8**

## **03 タイム誌「世界で最も影響のある 100 社」に TSMC がランクイン**

米タイム（TIME）誌が初めて「世界で最も影響力のある 100 社（TIME 100 Most Influential Companies）」を発表した。このリストは「開拓者（Pioneers）」、「リーダー（Leaders）」、「イノベーター（Innovators）」、「巨人（Titans）」、「破壊者（Disruptors）」という 5 つのジャンルから構成されている。「巨人」企業のジャンルには、台湾積体電子（略称「台積電」、TSMC）が、アリババ（Alibaba）、フェイスブック（Facebook）、ディズニー（Disney）、サムスン（Samsung）、マイクロソフト（Microsoft）及びフェデックス（FedEx）等のグローバル企業

とともに名を連ねている。

タイム誌は、TSMC が世界をリードするカスタムチップのサプライヤーであり、アップル、ファーウェイ (Huawei)、ソニーグループ等が製造するノート PC、スマートフォン、その他多数のデバイスに供給されており、さらにトランプ政権が米国企業から中国最大手チップメーカーへの技術移転を禁じたため、自ずと台積電に対する需要が増加し、2021 年に TSMC のサービスは以前にもまして不可欠なものとなっていると指摘している。(2021 年 4 月)

## 台湾ハイテク産業情報

### J210601Y9

#### 01 TSMC (台積電) の 3DIC 研究開発センター 日本政府も出資

日本経済産業省は 5 月 31 日、ポスト 5G 時代の通信システムインフラ強化研究開発プロジェクトの先進半導体製造プロセス開発サポートにより、TSMC の日本における 3DIC 材料研究開発センター設立を正式に支援すると発表した。

TSMC の出資は約 180 億円を超えるが、日本政府も新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) を通じて約 190 億円拠出する予定であり、イビデン (Ibiden)、信越化学工業等日本企業 20 社も同プロジェクトに参画する。

経産省公表の資料によると、TSMC 日本 3DIC 研究開発センターは基板パッケージを中心に、新世代加工及び基板材料、接合プロセス、検査装置等 3D 先進パッケージ関連技術の開発を行う予定であり、2021 年の夏以降に日本のつくば市にある産業技術総合研究所のクリーンルームに試験ラインを設置し、2022 年には正式な研究開発段階に入る見込みである。(2021 年 6 月)

### J210514Y9

#### 02 メディアテックが最新 6 ナノ製造プロセス 5G スマートフォン向け IC チップを発売

5G 普及率の持続的な上昇を見込み、メディアテックは 5 月 13 日に Dimensity (天璣) シリーズ 5G 携帯電話向け IC チップの新製品 Dimensity900 を発表した。これは 6 ナノ先進製造プロセスで製造するものであり、同 IC チップ搭載の端末製品は 2021 年第二四半期に発売の予定となっている。

メディアテックによると、このスマートフォン向け IC は 4K HDR 画像処理エンジン及び 1.08 億ピクセルレンズ、WiFi 6 無線 LAN 規格を搭載しており、更に AI 技術部分にはメディアテック第三世代 APU を搭載する予定であり、また、Dimensity900 は 120Hz FHD+ ディスプレイにより、ゲーム画面の残像を改善するのみならず、ウェブページのスクロールやアプリケーション動画もより滑らかにすることが可能だとのことである。(2021 年 5 月)

J210506Y9

**03 ホンハイ（鴻海）とヤゲオ（國巨）が合併で半導体事業を推進  
新規に國瀚を設立 先ずはパワー半導体やアナログ部品に注力**

ホンハイとヤゲオの二大グループが提携規模を拡大し、5月5日に合併で新会社國瀚半導体（XSemi）を設立すると発表した。これによりまずはパワー半導体やアナログ部品等の小型半導体の開発及び販売を推し進め、さらには電気自動車等三大産業の将来的な大量ニーズに対応する。

ホンハイとヤゲオによる共同重大発表によると、國瀚は初期段階においては、平均販売単価が2米ドルを下回るパワー半導体やアナログ部品等小型ICの開発及び販売に力を入れるということである。（2021年5月）

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 商標権関連

#### ■ 判決分類：商標権

I 商標の文字で商品又は役務の出所を表示して区別する標識が識別性を有するかは、その文字の意味とその指定商品又は指定役務との関係によって決まる

#### II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】109年民商訴字第13号

【裁判日期】2020年8月10日

【裁判事由】商標権侵害行為差止め（排除）等

原告 朱○亦

被告 韓饗館

上記当事者間の商標権侵害差止め等事件について、当裁判所は2020年6月30日に口頭弁論を終え、次のとおり判決する。

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

#### 一 事実要約

原告は登録第01516284号「韓廚及び囟」商標（以下「提訴根拠の商標（根拠商標）」、添付図1の通り）の商標権者であり、現在なお商標権の存続期間内にある。被告は2019年1月12日から「尼歐韓廚」（以下「係争図案」、添付図2の通り）の店名でレストランを経営して飲食サービスを提供している。原

告が発見した後、同年2月25日に書簡を以って被告に係争図案又は根拠商標と同一の又は類似のその他の文字又は図案の使用を直ちに中止するよう通知した。しかしながら、被告は係争図案をレストラン経営に使用し続けており、それを証明できるFacebookのファンページ、外観の写真などがある。原告が同年7月9日に被告の経営パートナー全体に対する商標権侵害の刑事告訴をして始めて被告は店名を「尼歐廚房」に変更したが、Facebookのファンページ、Uber Eatsのデリバリープラットフォームではなお「尼歐韓廚」で経営を続けている。根拠商標の商標権侵害には故意又は過失があるとして、(原告は)当裁判所に民事訴訟を提起した。

## 二 両方当事者の請求内容

### (一) 原告の請求声明：

被告は「韓廚」又はその他の原告第01516284号登録商標と同一又は類似の文字又は図案をレストラン、飲食店又は飲食提供と同一又は類似の商品又は役務に使用してはならない。

被告は原告に15万新台湾ドル及び起訴状副本送達の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

### (二) 被告の答弁声明：

原告の訴えを棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

## 三 本件の争点

- (1) 係争図案と根拠商標とは類似し、関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれはあるのか。
- (2) 被告による係争図案の使用には、根拠商標侵害の故意又は過失があるのか。
- (3) 被告による係争図案の使用に根拠商標侵害の故意又は過失があるならば、原告が商標法第69条第3項規定により請求でき損害賠償額はいくらか。

(一) 原告の主張理由：省略。判決理由の説明を参照。

(二) 被告の答弁理由：省略。判決理由の説明を参照。

## 四 判決理由の要約

- (一) 商標法第36条第1項第1号には、商業取引の慣例に合致する誠実且つ信用できる方法で、自己の氏名、名称、又はその商品又は役務の名称、形状、品質、性質、特性、用途、産地又はその商品又は役務自体の説明を表示するもので、商標として使用されていないものは、他人の商標権の効力に拘束されない、と規定されている。その構成要件3項目は、(1)商業取引の慣例に合致する誠実且つ信用できる方法による商品又は役務の説明であること；(2)自己の氏名、名称、又はその商品又は役務の名称、形状、品質、性質、特性、用途、産地又はその商品又は役務自体の説明を表示するものであること；(3)商標として使用されていないこと、即ち他人の商標を説明として使用していること、である。

文字で商品又は役務の出所を表示して区別する標識が識別性を有する

かは、文字の意味とその指定商品又は指定役務との関係によって決まる。文字に商品又は役務の品質、機能又はその他の特性に関する説明が含まれない又は極めて少ない場合、識別性が極めて高い文字商標であり、逆の場合は識別性が低い文字商標である。指定商品又は指定役務の通称名、又はその品質、機能又はその他の特性のような直接的で明らかな説明的文字は識別性を有しない。調べたところ、異国料理の提供又は異国料理店の場合、「法廚」、「義廚」、「徳廚」等（訳注：法はフランス、義はイタリア、徳はドイツを指す）のようにその国名の頭文字を冠して称呼するのが通常である。このような表現方法は、消費者がある程度の想像、思考、推理を必要とせず、すぐ商品又は役務の関連性を理解でき、これらの商標には識別性がない。よってデザインされていない「韓廚」の二文字は、関連する商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連する特性の説明を描写しているだけで、識別性を有さない。

根拠商標は韓国服を着た子供のイラストと美術デザインされた「韓廚」の二文字から組み合わされたもので、その全体には創意工夫により元来の単純な韓国料理に関する概念を転化したものであり、その創作の目的は消費者に根拠商標を商品又は役務の出所を示す標識として識別性を持たせることであり、デザインされていない「韓廚」二文字とは異なり、識別性を有する。

- (二) 商標の類否判断は、商標の図案全体を観察しなければならず、これは商品又は役務に係る消費者の目の前に提示されるのは全体の図案であり、分割された一部ではないためである。またいわゆる「主要部分」の観察については、商標は全体の図案を提示するものであるが、商品又は役務に関連する消費者が注目する又は事後に印象が残るのは図案において比較的目立つ部分であり、この目立つ部分が「主要部分」である。主要部分の観察と全体の観察は互いに対立するものではなく、主要部分は最終的に商標がその商品又は役務に関連する消費者に与える全体の印象に影響をもたらす重要な構成部分であるため、全体観察並びにその主要部分の比較という方式で商標の類否を判断する。

調べたところ、添付図2の係争図案はデザインされていない字体の「尼歐」と「韓廚」が組み合わされており、「韓廚」の二文字は強調されておらず、主観的に「韓廚」を商標として使用する意図があったとは認めがたい。また単純な「韓廚」の二文字は商品又は役務に係る関連の品質、用途、原料、産地又は関連の特性の説明であって、出所を表示して区別する機能を有さないことは、前述したとおりである。よって創意デザインがなされていない「尼歐韓廚」の図案は、その中の「尼歐」こそが商品又は役務の消費者が注目する又は事後に印象が残る主要部分であり、係争図案における「韓廚」は被告の商品又は役務の特性の説明にすぎず、客観的に関連の消費者は「韓廚」で商品又は役務の出所を識別するものではない。さらに、被告の係争図案が「韓廚」を使用して、故意に目立たせようとしておらず、商業取引の慣例に合致する誠実且つ信用できる使用方法に該当する。

根拠商標は、韓国服を着た一組の子供のイラストとデザインされた「韓



廚」の二文字を組み合わせたもので、その図の部分と文字の部分の割合は同じで、互いに補完し合っており、関連の消費者はその全体で商品又は役務を表彰する標識としている。係争図案はデザインされていない「尼歐韓廚」等の文字から成り立ち、消費者は「尼歐」で主に出所を識別しているのは前述のとおりである。根拠商標と係争図案は、通常の知識経験を有する消費者が購買時に普通の注意を施し、時間と場所を異にして隔離的かつ全体的に観察し、一連に称呼した場合、根拠商標と係争図案の異なると区別できるため、両者は類似しないと認められる。関連の消費者に両商標の商品又は役務が同じ出所からのものであると誤認させたり、両商標の使用者の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認させたりするにはいたらず、誤認混同を生じさせるおそれはない。

- (三) 被告が使用する係争図案について、その中の「韓廚」二文字は一般的な商品又は役務自体の特性に関する説明の文字であり、しかも被告には根拠商標を侵害する故意はなく、係争図案と根拠商標は関連の消費者を誤認混同させるおそれがないことは前述したとおりである。まして被告のレストラン名はすでに「尼歐厨房」に改名されており、これは双方が争うところではない。またその Facebook ファンページと Uber Eats デリバリープラットフォームの資料も 2020 年 3 月 17 日以降には「尼歐厨房」に変更されている。原告の陳述はファイルされており、原告が、被告は根拠商標権を侵害しており、損害賠償及び侵害の防止と差止めを請求することには理由がなく、棄却すべきである。

2020 年 8 月 10 日  
知的財産裁判所第三法廷  
裁判官 杜惠錦

添付図：

添付図 1 (根拠商標)

登録第 01516284 号

出願日：2011 年 6 月 28 日

登録日、登録公告日：2012 年 5 月 1 日

存続期間：2011 年 5 月 1 日乃至 2022 年 4 月 30 日

指定商品又は指定役務：第 43 類

軽食店；屋台；日本料理店；鍋レストラン；牛肉麵店；ステーキハウス；ケータリング；飲食物提供の請負；アイス店；朝食店；バイキングレストラン；ドリンク店；キッチンカー；コーヒーショップ；カフェ；居酒屋；ラーメン店；シェイクティー店；移動車両型カフェ；移動型屋台；ベジタリアンレストラン；茶芸館；バー；ビアホール；しゃぶしゃぶ店；ファーストフード店；宴会の準備と実施；飲食の準備と実施；カクテルパーティの準備と実施；飲食サービス提供；ホテル；飲食店；バーガーショップ；学校や工場の付設食堂、焼肉店；レストラン；スイーツバー。

(当裁判所ファイル第 21 頁)



添付図 2 (係争図案)

(当裁判所ファイル第 37 頁)

尼歐韓廚

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law  
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2021 TIPLO, All Rights Reserved.